

地域で取り組む福祉教育のすすめ

# ともに生きる

## 福祉で輝く地域づくり



社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会  
ボランティア・市民活動センター

### はじめに

国の社会福祉基礎構造改革を受け、わが国の福祉制度はこの10数年の間に大きく変化してきました。高齢者福祉の介護保険制度、障がい者福祉の支援費制度、その後に成立した障害者自立支援法に基づく障がい福祉新体系など、近年の高齢者や障がいのある人を取り巻く状況は、実にめまぐるしいものがあります。また、政権交代による国民の声を受けた制度転換の計画など、福祉制度をめぐる状況は日進月歩のように変化しています。そのような中、福祉問題は国民全体の課題として共有され、その役割がますます高まっています。そして、福祉についての考え方についても大きく変化してきました。

鳥取県社会福祉協議会では、学校現場での福祉教育実践に活用していただく資料として、これまで「ともに生きる―福祉の心を育てるために―」（1980年）、「福祉教育―実践の手引き―」（1983年）、「ひとが生きている―福祉と私―」（1986年）などをこの間発行してきました。また、上記のような社会福祉基礎構造改革による変化を踏まえ、新たな時代のニーズを基に、私たちは福祉教育読本「ともに生きる」（2005年：中学生版、2006年：小学生版）を作成し、加えて「小学生・中学生のための福祉教育読本ともに生きる～先生のためのガイドブック」（2008年）を県下の小・中学校等へ配布しました。

従来、福祉教育は学校教育の場において、主に児童生徒を対象として展開されてきたと言えます。学校現場での読本の活用により、児童生徒自身が自分で出来ることを事例から学び、自分でも福祉に関わる活動を試みようという意欲を持つきっかけを生んだものと理解しています。しかし、福祉教育は学校教育のみで完結するものではなく、学校教育で培った「福祉の心」を、地域住民の一人として地域社会においても実践することが期待されていると考えます。その意味からも、学校教育終了後も継続して福祉教育の機会が必要です。また、地域福祉が求められる昨今、福祉教育の主体は児童生徒だけでなく、地域社会で暮らすすべての人々に、その学習の機会が与えられなければなりません。このような福祉教育の成果が、最終的には地域の福祉力の形成へと結びつくものと言えるでしょう。

本委員会では、この度、新たに地域社会に向けて福祉教育に関するガイドブックを作成することにしました。よく「福祉のまちづくり」と言われますが、私たちの思いは「福祉による地域（まち）づくり」に他なりません。地域の中で「福祉の心」を高めるとともに、その精神で「まちづくり」を進めることが、地域福祉の実現に繋がるものと言えるでしょう。本書ではそのような意識に立ち、まず福祉教育の理論の到達点を確認し、本県で進める福祉教育の在り方を解説しています。また、県内の事例をもとに、地域社会における福祉教育のプラットフォームづくりを推進し、これらをもとにした福祉教育実践が、さらに豊かなものとなっていくことを期待しています。

2010（平成22）年3月  
鳥取県社会福祉協議会・福祉教育研究委員会



序章

# 地域福祉時代の到来

私たちの周囲で「福祉」の問題が、身近な関心事となっています。地域社会に目を向けると、認知症や障がいのある人のグループホーム、居宅介護サービスを行う事業所など、様々な福祉の資源が登場しています。また、地域の保育所や放課後児童クラブ、障がいのある子どものデイサービスなど、子どもを対象としたものも増えてきました。そのような中、「地域福祉」という言葉も耳にする機会が多くなっています。これは、地域社会における「福祉」の問題に対して、住民をはじめとして様々な立場の人々が協力して取り組んでいこうという発想です。「福祉教育」もまた、地域福祉を背景として新たな側面を迎えましたが、改めて「地域」と「福祉」の関わりについて見てみましょう。

## 1 近年の福祉を取り巻く状況

私たちの身近では、「少子高齢化」が社会問題の一つとして叫ばれています。例えば、鳥取県の総人口における「年少人口」(0~14歳)と「老年人口」(65歳以上)が占める割合を見てください(図0-1)。1990(平成2)年と2009(平成21)年を比較すると、「年少人口」は約6ポイントの減(約3万8千人)、「老年人口」は約10ポイントの増(約5万4千人)を示しています。鳥取県においても、子どもの数が減る一方で、その数を上回る老年=高齢者の増加が目立っています。一般に、高齢化率が7~14%が「高齢化社会」、14~21%が「高齢社会」、21%以上が「超高齢社会」と称されます。2009年の老年人口が26.1%と、実に県民の4人に1人が高齢者であることから、鳥取県は「高齢化」ではなく「超高齢」の状況に入っていることが分かります。

		人 口 (人)					構 成 比 (%)			
		総 数	年 少 (0~14歳)	生 産 年 齢 (15~64歳)	老 年 (65歳以上)	七 五 歳 以 上	年 少 人 口	生 産 年 齢 人 口	老 年 人 口	七 五 歳 以 上
平成 2年(1990)		615,722	118,201	397,218	99,728	41.079	19.2	64.5	16.2	6.7
平成 7年(1995)		614,929	105,456	390,964	118,380	48.353	17.1	63.6	19.3	7.9
平成 12年(2000)		613,289	93,584	383,921	134,984	60.143	15.3	62.6	22.0	9.8
平成 17年(2005)		607,012	84,823	375,539	146,113	75.084	14.0	61.9	24.1	12.4
平成 18年(2006)		603,987	83,355	371,499	148,596	77.799	13.8	61.5	24.6	12.9
平成 19年(2007)		599,830	81,980	366,714	150,599	80.298	13.7	61.1	25.1	13.4
平成 20年(2008)		594,915	80,632	361,599	152,147	82.321	13.6	60.8	25.6	13.8
平成 21年(2009)		591,150	79,285	357,181	154,147	84.290	13.4	60.4	26.1	14.3

図0-1 鳥取県の年齢別推計人口・構成比の推移  
出典:鳥取県企画部統計課「鳥取県年齢別推計人口」を改題



## 2 ノーマライゼーションの発想

現在の福祉を語るにあたり、「ノーマライゼーション」(Normalization)という言葉は欠かせません。ノーマライゼーションは、1950~60年代に北欧から始まった障がいのある人に対する福祉の思想であり、今では障がいのある人に限定せず、広く福祉全体の理念として定着しています。ノーマライゼーションとは、簡単に述べると「障がいのある人も、障がいのない人と同様にあたり前の生活を送ることが普通(=ノーマル)の姿であり、そのような社会こそが普通の社会である」という発想です。

国際連合は、1981(昭和56)年の「国際障害者年」を控えた1979(昭和54)年に「国際障害者年行動計画」を決議しました。その中で、「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである」と述べ、障がいの有無に関わらず共に同じ社会の中で生活していく共生社会の実現を求めました。また、「障がい者は、その社会の他の者と異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを充たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである」と、障がいのある人に対する視点を示しています。

従来から、社会福祉施設の多くは「生活の場」として機能してきました。家庭を失った子どもには保護の側面で、高齢者や障がいのある人には家庭では行えない専門的なケア(介護)や訓練を行うため、家庭から離れて大規模な施設に入所するなど、それぞれの目的で施設運営が行われていました。福祉は、特別な場でなければ求めることが出来なかったわけです。しかし、生まれ育った地域や家庭から離れるのではなく、**地域の中で在宅のままであたり前の生活を求めることが、徐々に求められるようになり**ます。まさに、ノーマライゼーションとはそのような声を受ける形で、福祉の新たな理念として高まってきました。

特別な場所に限らず、地域の中で生活を求める人にも同じように福祉のサービスを提供することは、**普通の市民として生活する中で生じるニーズを充たすために不可欠**です。また、特別な場所が必要な人も普通の市民として地域の中で暮らすために、その場所や規模を普通の家庭に限りなく近づける必要があります。現在の福祉サービスにある、居宅介護、訪問介護(ホームヘルプ)、グループホーム、短期入所(ショートステイ)、デイサービスなどは、まさにそのような**地域の中であたり前に暮らすために必要な援助**として生み出されてきたのです。また、地域での生活を支えるために、スロープを設けたり段差を無くしたりなど、建物や街並みをバリア・フリー化する取り組みも広がりました(現在は、設計の最初から特定の人ではなく誰もが使い勝手の良いデザインを施す**ユニバーサル・デザイン**の取り組みも推進されています)。決して、福祉が必要な人々をノーマルな生活に適應させることではなく、**ノーマルな生活を送るために必要な援助**を行うのが「ノーマライゼーション」の理念を受けた福祉と言えるでしょう。



**コラム** 鳥取県は2009(平成21)年11月より、従来「障害」としてきた表記を「障がい」とすることを決めました。これは、障がいのある人やその家族、そして関係する団体から、「障害」の「害」という漢字の表記について見直しを求める意見が寄せられ、検討を重ねた上での決定です。

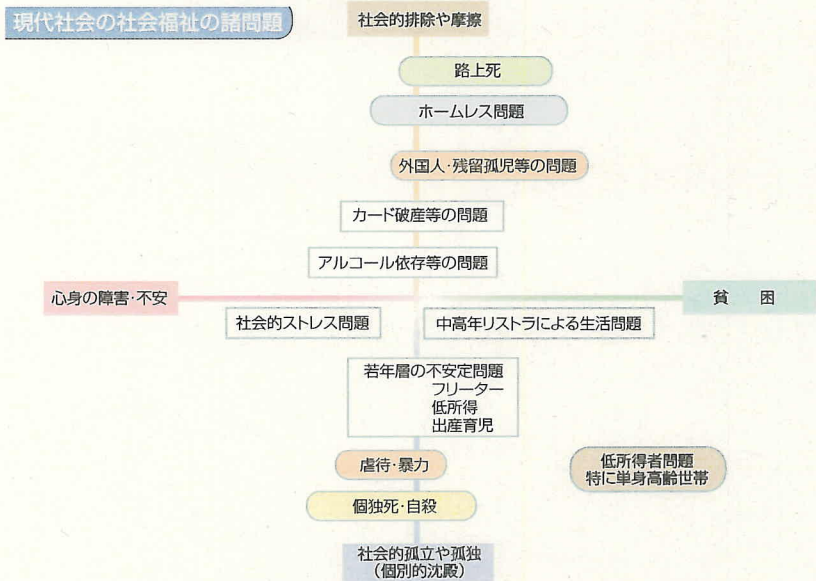
しかし、「障害」という用語をひらがな表記することに対しては様々な意見があり、また「障害」という用語そのものを見直しすべきとの意見もあります。福祉教育を進めていく上では、このような様々な意見を引き出しながら、地域の中での「結論」ではなく「議論」を大切にしていこうと大切にしていこうか。



### 3 地域福祉の対象をどのように捉えるか

今、高齢者や障がいのある人のみを福祉の対象として限定する形ではなく、その人が抱える困難さやニーズ(必要性)に注目した形で福祉は提供されていかなければなりません。例えば、地域の自治会や社会福祉協議会が行う福祉の活動が、高齢者に限定され、子どもの問題は子ども会・育成会、障がいのある人の問題は障がい者団体などに任せきりということはないでしょうか? 同じ地域で暮らす住民に対する福祉が、特定の課題に限定されたままで、その地域で福祉を必要とする様々な人のニーズに応えられていないとすれば、「地域福祉」の掛け声は空回りと言えます。

現在、経済的・精神的な貧困の問題が、社会の中で大きくなっています。虐待の問題に目を向けると、育児疲れ、高齢者や障がいのある人の介護疲れによるものなどが原因としてあげられることがあります。その背景に貧困問題が関係していることが多かったです。また、経済的な問題が精神的な問題を生み、社会からの孤立化や自殺に至るケースも存在します。これらは決して特殊な問題ではなく、私たちが暮らす地域の中にも潜んでいたり、また顕在化している大きな問題だと言えます。図0-2は「現代社会の社会福祉の諸問題」を示したのですが、このようなことから支援を要する人は幅広いものであることを理解できるでしょう。



※横軸は貧困と、心身の障がい・不安に基づく問題を示すが、縦軸はこれを現代社会との関連で見つ問題性を示したもの。  
 ※各問題は、相互に関連しあっている。  
 ※社会的排除や孤立の強いものほど制度からも漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要な。

図0-2 現代社会の社会福祉の諸問題  
 出典:厚生省(2000年)『社会的な保護を要する人々に対する社会福祉の取組む方向に関する検討会』報告書

福祉を地域の中で生活する特定の人に限定した形で考えると、同じように生活上のニーズを抱える人々に対する支援は誰が担当のでしょうか。家庭の中で子育てに行き詰ってしまい、子どもに虐待の形で接してしまっ親がいた場合、少しでも近隣の住民が親の抱えるストレスや悩みに応じることで、虐待が無くなるというならそこに住民による福祉の活動の意義が存在します。また、高齢者の独り暮らしを支えるため、近所で声掛けや交流等を行い、高齢者や離れて暮らす家族の不安を取り除き地域で支援することもあるでしょう。先に見た「普通の市民としてあたり前に生活する」とは、すべての住民の願いであり、ノーマライゼーションの理念はその願いを持つ人々の思いを実現する共通の視点と言えます。

「地域福祉」とは、福祉を必要とする特定の住民に向けての取り組みではなく、地域であたり前に暮らす上で生活課題の解決に向けた必要な支援を、住民主体で行うところに意味があります。福祉を行政やサービス事業者・団体に一任ではなく、住民・行政・サービス事業者の三者が協働して取り組むことにより、すべての住民が安心・安全に豊かに暮らせる街を創造することがその目標です。

福祉制度の対象となっている人や、図0-2のように支援を要する人は多く存在します。近年、「ソーシャル・インクルージョン」(=社会的包摂)という考え方が、国際的な潮流となっています。このように、社会的に弱い立場にある人々を排除することなく、すべての人々が社会の一員として包み支え合うことが求められており、その上で「地域福祉」が果たす役割は大きいでしょう。

#### 鳥取県が取り組む「あいサポーター」運動

鳥取県が進めている「あいサポーター」運動を、皆さんはご存知ですか？ これは、2009(平成21)年より創設された「障がい者サポーター」の愛称です。

「あいサポーター」は、障がいに関する講演会や研修会、イベント等に参加して「あいサポーター」に関する説明を受けることで、「あいサポートバッジ」の交付が受けられます。サポーターは「バッジを身につけ、様々な障がいの特性、障がいのある人が困っていること、障がいのある人への必要な配慮などを理解し、障がいのある人の手助けを積極的に行います。

企業や団体を対象とした「あいサポート企業・団体」の認定制度もありますので、職場ぐるみで参加してみてください。

**【あいサポートバッジ】について**  
(障がい者サポーター・ボランティア用)

障がいのある方を支える「心」をツツのハートを象徴することで表しました。縁の下の力持ち「あい」は、障がいのある方を支える手助けを意味すること。『あいサポート(サポーター)』の「あ」を象徴しています。  
「あい」としては「心」を意味しています。

「あい」としては「心」を意味しています。また、縁の下の力持ち「あい」は、縁の下の力持ち「あい」を意味しています。  
また、「あい」としては「心」を意味しています。

また、「あい」としては「心」を意味しています。また、「あい」としては「心」を意味しています。

鳥取県福祉保健部障害福祉課HPより





## 第1章

## 福祉教育とは何か

「福祉教育」を実践するにあたり、まず「福祉教育」とは何なのかについて確認したいと思います。そこで、私たち福祉教育研究委員会がこれまでに積み上げてきた理論をもとに、現代の「福祉教育」の意味について考えます。

## 1 「福祉」は誰のものか

## ①「この子らを世の光に」

鳥取県出身で「知的障がい児の父」と呼ばれた糸賀一雄（いとが かずお）をご存知でしょうか？

糸賀（1914～1968）は、鳥取市の生まれです。幼少期を鳥取県で過ごし、日進尋常小学校（鳥取市）、義方尋常小学校（米子市）、旧制鳥取第二中学校（現：県立鳥取東高等学校）で学びました。その後、滋賀県の食糧課長を務めている時に終戦を迎え、1946（昭和21）年に滋賀県大津市に「近江学園」を設立します（現代の「児童養護施設」と「知的障害児施設」を統合したイメージで設立）。糸賀は園長として、戦後の混乱期に社会問題となった浮浪児や戦争孤児、そして知的障がい児の養護に努めました。近江学園での実践を世に発信することを通して、日本の障がい児福祉や教育の発展に貢献し、今なお高い評価を得ています。その糸賀が残した言葉に、「この子らを世の光に」という言葉があります。

糸賀の「この子らを世の光に」の語は、それまでの福祉観を大きく変えるものでした。当時、福祉は慈善的・恩恵的な形で進められましたが、そこには「障がい＝何も出来ない、不幸」という認識が強く反映していました。そのため、障がいのある子どもの発達の可能性は否定され、学校教育は「就学猶予・免除」により義務教育自体が受けられない時代が長く続きました。しかし、障がいの重い子ども発達の可能性、発達の道筋の共通性などが近江学園の実践を通じて深められ、「障がいが高くてもその人なりの自己実現の姿がある」「どんなに障がいが高くても発達の可能性がある」ことが確認されていきました。糸賀は、そのような障がいのある人に対する見方を「光」に例え、障がいのある人に光を当ててやるような福祉ではなく、障がいのある人自身が光そのものであり、その光が輝きを増すよう磨きをかけることが福祉の務めであることを、「『この子らに世の光を』ではなく『この子らを世の光に』」と表現したのです。つまり、「に」「を」の助詞を入れ替えることで言葉の意味は大きく異なり、この糸賀の言葉は福祉関係者をはじめとして多くの人々に影響を与えることとなりました。



糸賀一雄  
（出典「復刊・この子らを世の光に」NHK出版）

## ②福祉の発想

糸賀は、「基本的な人権の尊重ということがいわれる。しかしその根本には、ひとりひとりの個人の尊重ということがある。おたがいの生命と自由を大切にすることである。それは人権として法的な保護をする以前のものである。共感と連帯の生活感情に裏づけられていなければならないものである」と、福祉の意味についても述べています。

現在、「福祉」は「幸せになるため=Well-Being」の支援であると理解されます。つまり、福祉制度は「幸せになるため」の公的な支援システムということですが、それは必ずしも高齢者や障がいのある人だけに向けられたものではありません。日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生存権を規定し、生存権を保障する政策として「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」の実現を国に求めています。「すべて国民は…」という始まりのように、すべての国民を社会福祉の対象としているわけです。そのことから、福祉教育の学びの主体である子どもも大人も、また社会福祉の対象ということを確認出来ます。

そのようなことから、「福祉」について知り・考え・行動することは、私たちにとってまさに他人事ではなく自分自身の問題ということです。糸賀の言葉のように、自分や自分以外のすべての人々がお互いに大切にされ、そして幸せになるために「福祉」が存在していることとなります。

## ③新しい「福祉」の捉え方

日本国憲法第25条の生存権保障規定は、簡単にいえば「飢えないこと」、つまり「Welfare」の発想です。加えて、日本国憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という「幸福追求権」、英語で表わすところの「Well-Being」の実現が期待されています。「福祉」の語には「福」「祉」がいずれも「幸福」という意味を持っており、そのことを踏まえると「Well-Being」の実現を目指した広い意味での福祉の創造が、「福祉教育」での「福祉」の発想となります。その具体的な援助として「社会福祉」の制度が存在し、「Welfare」に関わる直接的な支援が存在していることとなります。

「福祉」に対して、「弱い人に〇〇してあげる」という慈善的な見方をする場合があります。確かに歴史的にはそのような発想があったわけですが、前述のように現代の福祉は「幸せになるため」の支援という理解です。糸賀の言葉（「この子らを世の光に」）には、慈善的な福祉から国民一人ひとりを主人公とした福祉の実現を求めるメッセージが込められています。これまで、高齢者や障がいのある人は、福祉を受けるという「受け手」としての限定的な見方が主でした。しかし、現在ではNPO組織を中心に、高齢者や障がいのある人自身が福祉サービスを提供する主体としても活躍しています。つまり、福祉の「担い手」としての姿です。まさに糸賀の言葉は、現在のそのような福祉の姿を見通した、視点の転換を示したものとしても解釈することが出来るでしょう。





## 2 「人間教育」としての「福祉教育」

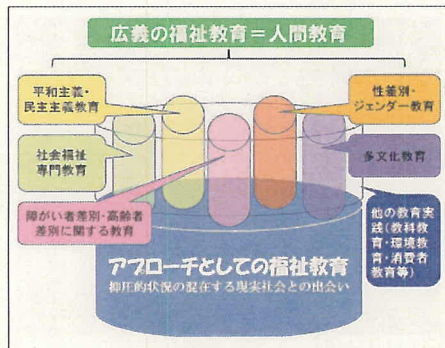
### ①「福祉教育」の定義

全国社会福祉協議会・福祉教育研究会（1982年、大橋謙策委員長）は、「福祉教育」を次のように規定しています。

福祉教育とは、憲法第13条、第25条等に規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会を作りあげるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉制度、活動への関心と理解を進め、自らの人間形成を図りつつ、社会福祉サービスを受給している人々を社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動である

福祉教育の特徴は、学習素材として「社会福祉問題」を取り上げるところです。社会福祉は身近な日常の問題であるとともに、差別や排除の対象として切り捨てられた歴史と現実を含むものです。つまり、「社会福祉問題」とは人の幸せを阻害するモノやコトを意味します。人の幸せを阻害するモノやコトは何なのかに気づき、それを軽減したり、取り除いたりするためにどうすればよいのか。そのことを考え、実際に行動するための力を育むことが福祉教育です。

一方で、学校現場や社会教育の場では様々な教育実践が求められています（例：道徳教育、人権・同和教育、環境教育、平和教育、いじめ防止教育、消費者教育など）。これらの教育は、福祉教育とは別のものということではなく、「本当の人間らしさとは何か」を追求する「人間教育」の営みで、本質的には福祉教育と深いかわりをもっています。そこで、右図のようにそれぞれの教科・領域や実践を並列的に扱うのではなく、相互補完的にそれらと組み合わせていくことが福祉教育では不可欠です。つまり、福祉教育は他の教育実践と共存することにより、広義の福祉教育として、人間教育に資するものと期待されます。



出典：『福祉教育実践ハンドブック』p.33より

### ②「福祉教育」で大事にしたいこと

福祉教育では、社会福祉問題という現在進行形の問題を学習素材としているため、**確実な答えがそこに存在しているわけではありません**。学習者の視点に立てば、「正解を教わる」ということではなく、「**解決策を考える**」学習であると言えます。受動的な姿勢ではなく、**能動的な姿勢が求められ**、学習する人自身が主体的に考え、問題解決に向けたヒントをつかみ取ることが求められてきます。

また、福祉教育では**体験的な活動を実施することが大きなポイント**であり、学習者が実感として理解していくことが不可欠です。実感を伴わない学習は、建前としての理解に終始し、行動変容をもたらすことは難しいでしょう。しかし、安易に体験活動を行うだけではいけません。大切なことは、**体験を通じて学習のテーマを捉え直し、「私にとっての価値」「社会にとっての価値」をつかみ取る**ことにあります。

特に地域住民を対象とした福祉教育は、私たちが暮らす**地域社会**の中で抱えたり潜んでいたりする課題を積極的に取り上げ、**問題解決に向けた様々な学習を通じて、主体的に行動し問題解決に導くことが重要**です。そのための地域の問題解決に資する学習としての福祉教育の活動は、ある意味「**地域(まち)づくり**」の営みとも言えるです。

ポイントは「**気づいて築く**」



#### 《参考文献》

- ・糸賀一雄『福祉の思想』NHK出版、1968年
- ・『福祉教育－実践の手引き－』鳥取県社会福祉協議会、1983年
- ・『学校における福祉教育ハンドブック』全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター、1994年
- ・『福祉教育実践ハンドブック』全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター、2003年
- ・『自分がかわる、子どもがかわる 先生のための福祉教育ガイド』滋賀県社会福祉協議会、2007年

**コラム**

**「ハートフル駐車場制度」をご存知ですか？**

鳥取県では、身体等に障がいのある人や高齢で歩行が困難な人、ケガや出産前後で一時的に歩行が困難な人などが、施設の専用駐車スペースを適切に利用できるよう、「ハートフル駐車場利用証制度」を2009（平成21）年10月から導入しました。駐車時には、「ハートフル駐車場利用証」を掲示した車が、ハートフル駐車場を利用できるようにする制度で、公共施設やショッピングセンターなどにそのスペースが設けられています。隣県の鳥根県でも同様な「思いやり駐車場制度」が設けられ、県境を越えて出かけた際でも、それぞれの県で発行された利用証を提示することにより、駐車スペースを利用できるようになっています。

ハートフル駐車場には、右のようなステッカーが貼ってあります





## 第2章

# 地域社会を基盤とした福祉教育の展開に向けて

「福祉教育」は子どもを対象とした学校教育だけでなく、大人も含めて人の一生にわたって実施することが必要です。ここでは、鳥取県における福祉教育が地域社会をあげて充実・発展するには、どのような取り組みが考えられているかを説明します。

### 1 地域社会全体で取り組む福祉教育

「福祉教育」は、学校教育だけでなく社会教育の領域も含め、そして対象もすべての年齢段階に向けて実施することが必要です。とりわけ学校教育での取り組みについて、鳥取県は1953(昭和28)年度より八頭郡社会福祉協議会(当時)が行った「社会福祉事業普及校」の指定が全国的にも先駆的な試みであることが知られています。全国的には1977(昭和52)年の「学童・生徒のボランティア活動普及事業(国庫補助事業)」の開始により広がり、同じ年に鳥取県社会福祉協議会は「福祉の教育研究協力校」(福祉教育推進校)事業に着手しました。以来30余年にわたりこの事業は続き、小・中学校だけでなく、高等学校・特別支援学校、そして幼稚園・保育所などにも取り組みは波及しており、まさに全県を挙げて福祉教育を推進してきたといえます。今後はさらに、地域社会の位置づけを明確化した上で、地域全体で福祉教育の底上げを推進していくことが求められます。

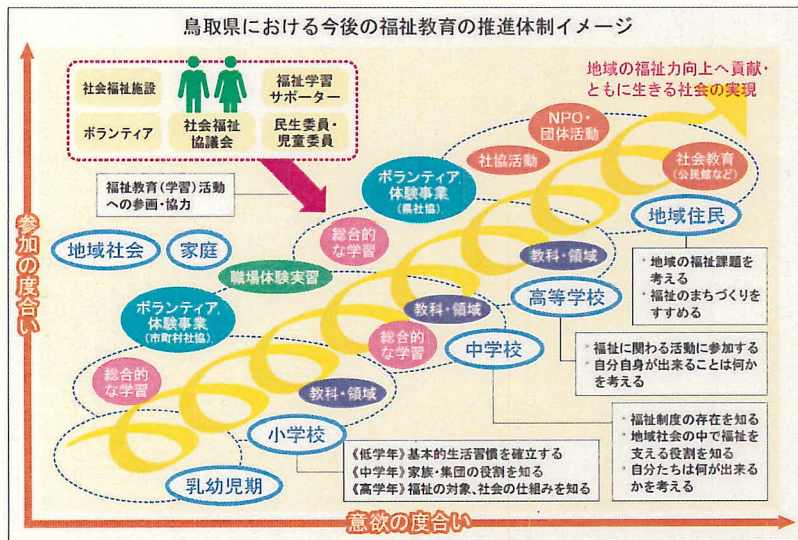


図2-1 鳥取県における今後の福祉教育の推進体制イメージ

図2-1は、「鳥取県における今後の福祉教育の推進体制イメージ」です。乳幼児期から学齢期、そして地域住民としてのすべてのライフステージにわたり、福祉教育が行われていくことを求めています。その柱としては、発達段階に応じて学習課題が設定され、一生にわたって福祉教育による学習を積み上げることであります。

地域社会には、「市町村社会福祉協議会」(地区社協を設けている地域もあり)や「民生委員・児童委員」といった、福祉のキーパーソンが存在しています。加えて、地域に密着した「社会福祉施設」や「ボランティア」など、地域福祉を支える人々もいます。とりわけ、福祉教育に関連しては、県社協が実施している「福祉学習サポーター」講座を受講したサポーターが存在している地域もあり、地域社会の中に福祉教育を応援していく人々があります。

福祉教育の実践には、実践者に豊かな福祉観が必要です。福祉教育実践の立案を行うには、指導者一人では出来ることではありません。無論、福祉関係者であっても、十分に出来るとは言えないでしょう。だからこそ、地域の多くの人々との協働(共同)による作業で、学習計画の立案から実践、そして評価を進めていくことが重要となります。このプロセスこそが豊かな福祉観を形成していく営みであり、協働による人と人との繋がりは、「福祉」をキーワードとした地域のネットワーク化をもたらします。

よって、学校が行う福祉教育であっても、地域が行う福祉学習であっても、双方が繋がりが協力しあうことが必要です。このようにした地域を挙げての福祉教育は、その地域の福祉力の向上をもたらすとともに、ともに生きる社会(=共生社会)の実現が期待されています。

### 2 地域社会で福祉教育を進めるには

学校教育での子どもを対象とした福祉教育だけでなく、地域社会における大人を対象とした福祉教育を進めていくことは、なぜ必要となるのでしょうか? そもそも、福祉の現場は地域の中に存在します。ゆえに、地域社会で暮らす大人も福祉を理解し、福祉を支えることが期待されているわけです。

では、地域社会の中での福祉教育とはどこが担っていくことなのでしょうか。

#### ① 公民館を中心とした社会教育

例えば、私たちが暮らす地域の中に「公民館」と呼ばれるものがあります。ちなみに、鳥取県内には198館(中央公・地区公・分館)の公民館が存在します(2009年度)。東京都の公民館は類似施設を含めて193館(2005年度)であることから、いかに本県において公民館が地域住民に身近な場であることが理解されるでしょう。そもそも公民館は、教育基本法・社会教育法に基づく社会教育施設です。社会教育法では、公民館の目的として「市町村その他一定区域内の住民のために、**実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする**」(第20条)とされています。つまり、学校と並ぶ地域社会の中の教育機関として、公民館の意義を理解することが出来ます。

また、2008(平成20)年に鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県における公民館振興策」では、「公民館が担ってきた社会教育活動は、市町村行政が目指す「まちづくり(地域づくり、人づくり)」に欠かすことができない活動であることを、社会教育関係者のみならず行政組織全体で再認識」することを求めた上で、「よりよい地域づくりのためには、



地域課題の解決は不可欠です。住民のニーズをしっかりと吸い上げ、それぞれの地域の実情(課題)にあわせた学習・活動を計画的に行う必要があります」と述べています。

これらの公民館に求められていることを踏まえると、**私たちが暮らす「地域の実情(課題)」を「住民のニーズ」に基づき浮き彫りにしながら、そのような「実生活に即する」内容の学習機会を公民館などの社会教育の場で設定することが必要**です。その学習を通じて、**地域の「社会福祉の増進に寄与」する行動・意欲を向上させ、結果として「まちづくり」に結び付けていくことが**、公民館で行われる地域における福祉教育の意義になると言えるでしょう。地域福祉社会の中で「福祉のまちづくり」と言われることがよくありますが、「まちづくり」の柱としての地域における福祉の諸問題を、学習を通じて問題解決に繋げる人づくりこそが、大人を対象とした福祉教育であり、社会教育の目的であるわけです。

### ② 地域と学校が連携した福祉教育

公民館を中心とした地域の教育施設で行われる大人を対象とした福祉教育の他に、**地域の教育機関である学校(幼・小・中・高・特)での福祉教育を、その地域に住む住民が支えていくことも重要**です。すでに述べたように、鳥取県内では学校での福祉教育に長年取り組んできました。しかし、学校現場の教員は福祉の専門家ではありませんので、必ずしも福祉に関する知識を有しているとは言えません。そこで大事な役目を果たすのが、地域住民です。

学校での福祉教育の一環として、「あいさつ運動」を行うところが多く見られます。あいさつ運動を学校内に留めず、登下校や日常的に子どもと出会った地域住民があいさつを交わすことで、学校の実践が地域の中でも根付くことになるでしょう。では、逆はどうでしょうか。地域住民側で始めたこのような活動が、学校側で根付くということはあるのでしょうか。県内のある地域で「あいさつ・声かけ運動」を始めた際、学校帰りの小学生に地域の人々が声をかけたら、「知らない人から声をかけられた」として子どもの親が警察に通報し、パトカーが何台もやってきたという話がありました。危機管理や防犯への意識が高まる現代社会の中では仕方のないことかもしれませんが、せつかくの地域住民の活動も、このような出来事が増えると活動や意欲を低下させる場合もあります。

また、体験や調査などで地域に出かけるとか、また地域の福祉に関わる人をゲストとして学校に招くこともあります。学校と地域の大事な接点となる機会にも関わらず、その時の出会いが一回限りで終わるといこともしばしば見られます。学校の「福祉マップ」づくりで子どもが地域に出かけ、地域の福祉施設の位置を確認し、そこで話を聞いて写真を撮ったりしたものをまとめたとしても、その成果を地域に返していくとか、日常的に福祉施設に立ち寄るといこともないというのでは、学校での教育活動に疑問を持つ地域住民が増えても当然のことです。

しかし、私たちはこのような学校教育を憂うばかりでなく、**意図的に学校教育に関わっていく姿勢を示すことが必要**でしょう。地域で暮らす高齢者・障がいのある人をゲストスピーカーで学校に招きたいと要請があれば、一人の話を聞いて終わりではなく、「こんな人もいる」と次の候補を紹介したり、「この人はどうですか?」などと提案して見ることも一案です。そのためには、学校の先生との一対一でのやり取りがすべてではなく、**学校組織と地域組織の有機連携を生むために、双方が議論・意見交換を行う機会を定期的**に持つことでしよう。近年、親や教員による「PTA (Parent Teacher Association)」活動に、地域 (Community) を加えた「PTCA (Parent Teacher Community Association)」活動への発展の動きも見られています。東京都の杉並区立和田中学校ではPTAを廃止して「地域本部」を設置したことで知られますが、その賛否についてはここでは別とし、**学校と地域社会のかかわりが今問い直されている**わけです。

「地域と連携した学校づくり」「地域に開かれた学校」というよく聞かれたキャッチフレーズの中身が、掛け声で終わることなく真の意味で実現するよう、学校と地域が一体となった福祉教育を行う上で欠かさない課題でもあることを押さえておきたいところです。

### ③ 社会福祉協議会の果たす役割

では、地域で取り組む福祉教育を進めていく上で、社会福祉協議会(社協)が果たす役割とは何でしょうか。社協は「地域福祉の推進」を目的とした団体で、基本的に県、市町村を単位の一つに限り設置された組織です(同一県内の2以上の市町村での広域設置可)。また、市部においては、より住民に身近な地域で福祉活動を推進するため、市町村合併前の旧町村を単位とした「〇〇町社協」、そして小学校区を単位とした「〇〇地区社協」など、小地域を基礎とした任意組織も存在しています。よって、一口に社協の果たす役割といっても難しいところですが、先に紹介した糸賀一雄の残した言葉をここで紹介しましょう。

地域活動のなかに問題意識をとり込み、盛り上げていくということは、地域活動の本質的なあり方ではなければならない。それには住民にとってなにか問題であるかをあきらかにしてくれるようなひとと役割が必要であろう。社協の地域活動というのは、とりもおさず住民のものであるが、それは放置しておいて自然に育つといったものではあるまい。そのなかに課題を見出し、より高い次元の社会形成をめざすようなはたらきを、誰かが担当しなければならない。いうなれば自覚者が責任者である。社協の専門職員は存在は、そういう自覚者として、したがって責任者としての役割りをうけることになるのではあるまいか。

出典:糸賀一雄(1968)『福祉の思想』pp.243~244

糸賀のこの言葉のように、**社協や社協職員が「自覚者こそが責任者」として、地域における活動を放置することなく、課題を見出して高い次元へ導く動きかけを行っていく使命を果たすことが必要**です。

「地域における福祉教育がなかなか進まない」とただ嘆くのではなく、**だからこそその間に入っていくことが社協の仕事**になります。学校と地域社会の間に溝があれば、それをいち早く察知して埋めていくことも必要でしょう。地域福祉の推進のために、「調整役」としての**社協の業務の意義**がここにあります。地域社会を基盤とした福祉教育の展開のためには、地域社会全体で取り組む姿勢や意欲を学校・地域住民が高めるとともに、その中心で社協が本来の役割を発揮しなければならないのです。福祉の分野では、「エンパワーメント」(empowerment:力づける)の視点が取り入れられていますが、学校や地域住民に対して福祉教育を通してエンパワーし、またそのようなエンパワーメントの営みを通じて社協がエンパワーすることが期待されています。

#### 《参考文献》

- ・糸賀一雄『福祉の思想』NHK出版、1968年
- ・『福祉教育-実践の手引き-』鳥取県社会福祉協議会、1983年
- ・『福祉教育実践ハンドブック』全国社会福祉協議会、2003年
- ・『鳥取県における公民館振興策』鳥取県教育委員会、2008年





### 第3章

## 地域における福祉教育をすすめる基盤づくり

この章では、鳥取県内での地域福祉に関する実践事例を紹介し、地域における「福祉教育」を展開するにあたり、どのような基盤作りが必要かを考えます。

### 1 地区社会福祉協議会を中心としたまちづくり(鳥取市城北地区)



#### ◆ 城北地区の概要

鳥取市の中心市街地の北側に位置する「城北地区」は、昭和40年代に造成された住宅地域であり、約2,500世帯、約8,500人が暮らしています。地区内には21の町内会があり、それらを束ねる城北地区自治連合会が結成されています。地区内には、市立の保育園・小学校・中学校があり、社会教育施設として市立城北地区公民館があります。

#### ◆ 城北地区の福祉活動

##### ● 研究熱心な地区組織

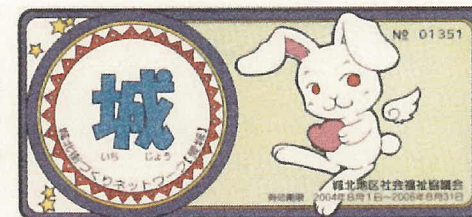
城北地区の福祉における大きな転機は、1990(平成2)年に発足した「城北地区地域福祉研究会」(委員15名)です。この研究会では、「福祉コミュニティ」をめざした福祉活動を始めようと、イベント型の福祉活動を小地域を中心に日常化するために提言を行いました。60~75歳の世代を福祉の担い手とし、地区公民館の整備強化や地区社会福祉協議会の組織整備をすすめ、住民一人ひとりが「みんなのために、何ができるか」を問い直し、「観客者ではなく、実演者になろう」ということを提唱しました。

具体的に小地域単位で活動を行う中、支えを必要とする人も十人十色であり、支え合うためには住民意識を高めて、人間関係の改善が必要だということに気づいていきます。その中で、他県で取り組みが広がっていた「エコマネー」に着目し、地区社協・地区自治連を中心として2005(平成15)年に「城北地区地域通貨研究会」が発足しました。研究会では中間報告・最終報告を経て、地区社協に「地域通貨班」を設けて地域通貨の推進体制を築き、「城北街づくりネットワーク「愛城」」がスタートしました。



##### ● 地域通貨「愛城」の取組み

「愛城」は「お金では買えない善意を交換するため」の地域通貨で、城北地区内での「ふれ愛」「たすけ愛」「いかし愛」の活動の交換に使用されます。城北地区に居住する個人もしくは団体がであれば会員になることができ、入会時に会費1000円と「城」(城北地区の地域通貨の単位、右図参照)10枚を交換します。「城」1枚あたり30分の助け合い、もしくは福祉バザーで100円相当に交換することができます。



「愛城」は、日常の家事を中心に、子育てや福祉に関することなど、「ちょっとした」ことに対する支え合いに対する対価といえます(下図参照)。また、各小地域で指名された20名のコーディネーターが、それらの住民のニーズを把握し、支えあいのサービスへと結び付けています。「愛城」の特徴は、単に地域通貨の発行・交換にとどまらず、包丁砥ぎ交流会のように住民同士の触れ合いの活動を含んでいる点にもあります。このような取組みを重ねることで、住民の意識にも変化が見られるようになりました。その中で、「お願いするのが当たり前」「してあげるのが当たり前」など、「頼み上手」「頼まれ上手」の言葉が生まれ、地区社協への信頼度も高まり、活動が活性化してきています。

#### 家事に関すること

買い物、風呂場・台所の掃除、窓ふき、洗濯・洗濯物の始末、アイロンかけ など

#### 子育てに関すること

赤ちゃんをあずかる、保育所の送迎、絵本の読み聞かせ、宿題の手伝い など

#### 福祉に関すること

病院への付添・介助・車いすの介助、新聞や本の代読、話し相手・留守番 など

#### その他

庭の手入れ、雪かき、留守中の新聞保管、障子の張替え、簡単な棚づくり など

「愛城」で使用することができる「ちょっとした」活動の例



● 地区公民館内の福祉コーディネーター

城北地区福祉講座

日程	題名	講師名
2007年10月17日	介護する人の心得	新しいなほ幸明苑 浜岡光宏、吉岡千昭
2007年12月5日	「認知症と介護技術」について 体験学習	新しいなほ幸明苑 小林運子、介護士数名
2008年2月6日	食事介護、介護技術、施設見学	新しいなほ幸明苑 管理栄養士、介護士
2008年12月16日	福祉の現状について	新しいなほ幸明苑 浜岡光宏
2009年2月4日	要介護の住宅改修、福祉用具について 介護技術の体験	新しいなほ幸明苑 介護士
2009年3月4日	新しいなほ幸明苑入所者との レクリエーション(体験学習)	新しいなほ幸明苑 専門員
2009年12月19日	認知症予防について(寸劇を見て考える)	城北地区有志

このような城北地区の取組みの要となるのが、社会教育施設でもある「市立城北地区公民館」です。城北地区公民館内の、図書室の一角に「福祉相談室」が設置され、「福祉コーディネーター」が1名配置されています。コーディネーターは、地域通貨「愛城」の発行・流通・管

理や、地域住民からの福祉に関する様々な相談に応じ、福祉団体との連絡調整の窓口になっています。

また、地区社会福祉協議会として、食事サービス事業、ふれあいデイサービス事業、福祉団体の研修会「城北福祉講座」など公民館を会場として、実施されています。



包丁研ぎ交流会の様子

**ボイス VOICE** 城北地区社会福祉協議会は、地区発足以来50年、住民の幸せを期して活動し、全国表彰等の多大な成果をあげてきました。そこには、地域活動に取り組む先達がありました。紹介のあった地域通貨「愛城」も、また「人」であります。その成果の一つとして、「城北サポーターズクラブ」など壮年のグループが立ち上がり、福祉をはじめとする城北地区の活動の「じげの油」(地域のエネルギー)として活動が始まっているところです。この方たちとともに、老いも若きもみんなで活動に取り組む城北ライフにしたいと考えます。  
(鳥取市立城北地区公民館 館長 安治 紘紀)

**事例のポイント** 地域通貨「愛城」の取組みもさることながら、地区社協が主体性をもち、事業を計画していることが大きいでしょう。公民館を会場とした福祉講座の開催は、活動の一つとしての学習機会の設定というだけでなく、城北地区の福祉活動や地域住民のエンパワメントを支える重要な役割があると言えます。地域での福祉教育を推進するにあたり、社会教育施設の公民館との連携も大きなカギになることがうかがえます。

2 地域に根付く障がい者施設  
(鳥取県厚生事業団 白兔はまなす園)



◆ 白兔はまなす園の概要

「因幡の白うさぎ」の伝説で有名な白兔海岸にほど近い鳥取市末恒地区に、知的障がい者授産施設「白兔はまなす園」(鳥取市伏野、設置・経営:鳥取県厚生事業団)があります。知的障がいのある人を対象とした入所施設として、長年「授産施設」(就労の場や技能取得を手助けする施設)としての役割を果たしてきました。近隣にはJR末恒駅があり、施設の向かいには市立末恒小学校が位置しています。施設に入所する人は、生活面の支援を受けながら、日中は授産活動を行っています。例えば、学習机やカラーボックスの中芯打ちを行う木工班、ペットフードの袋詰めや発泡スチロール箱の紐通しなどを行う軽加工班、老人福祉施設の清掃などを行う園外作業班があり、職業準備訓練や職業能力評価の場として、そして福祉的就労の場として大きな役割を果たしてきました。

**白兔はまなす園**

- いなほホーム** 鳥取市美奈野4丁目 (平成18年4月開設)
- すえつねホーム** 鳥取市美奈野3丁目 (平成15年8月開設)
- ひまわりホーム** 鳥取市美奈野2丁目 (平成17年4月開設)
- 白兔はまなす園** 鳥取市伏野2256-1 (昭和45年7月1日開設)
- ふしのホーム** 鳥取市美奈野1丁目 (平成15年4月開設)
- えきまえホーム** 鳥取市伏野 (平成17年4月開設)
- あおぞらホーム** 鳥取市美奈野1丁目 (平成15年4月開設)

主たる事業所の名称 **ふしのホーム**  
所在地/鳥取市美奈野1丁目55-3  
事業内容/共同生活介護・共同生活援助(一休型)  
利用定員/26名(6ヶ所)  
職員数/14名

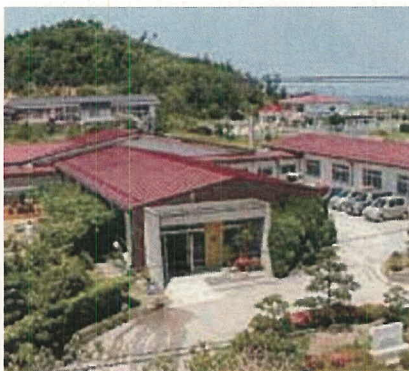
(平成21年7月現在)



◆ 施設生活から地域生活へ

● 地域に広がるグループホーム

入所型の施設の場合、一度入ったら長年そこで生活し続けなければならない人も多くいました。ノーマライゼーション社会の中で、北欧を中心として「脱施設化」や「施設から地域生活への移行」の取組みが広がり、わが国においても同様な流れが生まれてきました。そのような中、白兔はまなす園では施設の運営目標に「通過施設としての機能を強化し、施設から地域への移行を推進」と掲げ、未恒地区内の一戸建てや公営住宅をグループホームとして借りあげ、入所者の地域移行を推し進めています。現在、未恒地区内に6箇所ของกลุ่มホームが設置され、長年施設生活を行ってきた利用者も含めて、生活の拠点が地域社会の中に大きくシフトするようになりました。グループホームでは世話人による支援を受けながら利用者は生活し、日中は白兔はまなす園や他の事業所へ働きに出かけます。施設からグループホームへ移った利用者にとって、地域移行と言っても長年住み慣れた地域であることから、安心して生活を継続することが出来ます。



● 「菓子工房はまなす」の取組み

白兔はまなす園の作業班に、2005(平成17)年より「菓子工房はまなす」が新たに加わりました。企業からの受託作業が多かった授産施設が、独自の作業として菓子製造を導入した新たな試みです。「菓子工房はまなす」は「地域のお菓子屋さん」を目指し、ケーキやクッキーの製造から販売を手がけ、人気商品のレモンケーキは大手コンビニエンスストアでも販売されたこともありました。それまで、施設や特別支援学校など限られた中で生活してきた利用者にとって、接客や販売・出荷を通じて社会との接点が広がったことも大きな成果です。

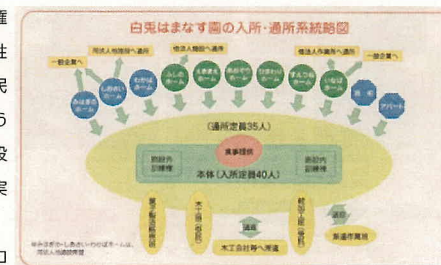


● 地域の一住民として

白兔はまなす園の運営目標には、「利用者の人権を尊重し、施設内の生活の改善及び授産活動を活性化することにより「施設で暮らしていても地域住民の一人と見なされる」生活を目指します」というようなものも掲げられています。障がいのある人の施設からの地域移行には、地域住民の理解なくしては実現出来ない課題も多く存在している状況です。

白兔はまなす園では、施設が行う行事(夏祭り・コンサート・クリスマス会)に、地域住民が参加する機会が増え、地元婦人会による演芸の出番を契機とした人の繋がりが広がっています。また、近くのJR末恒駅が地元の人に気持ち良く利用してもらえるようにと、30年近く前から週1回の清掃活動を続けてきました。向かいの末恒小学校とは、スポーツや文化活動を通じた利用者との交流を行ったり、施設の運動会に保育園児が、また地区の運動会に利用者が参加するなど交流が図られています。

このような地道な取り組みにより、少しずつ地域に開かれた施設となり、地域住民から畑を貸してもらえたり野菜をもらったりなどの動きや、職員募集時に「施設の行事に参加して、はまなす園のことをよく知っているから」との理由で地域住民が応募してくるなど、その成果が表れてきています。



JR末恒駅での清掃の様子



地元婦人会による夏祭りでの演芸



事例のポイント

施設で生活する人も地域住民の一人として、あたり前に地域の中で生活することが重要であり、また施設そのものも地域社会の一資源として住民に理解されることが大切です。白兔はまなす園の取組みは、「施設の社会化」という視点でも評価されるでしょう。施設やそこで生活する人々が、地域であたり前の存在となることが、まさに「ノーマライゼーション」の理念を具現化することといえるでしょう。



### 3 町全体で高める福祉力(湯梨浜町)



#### ◆ 湯梨浜町の概要

県中部に位置する湯梨浜町は、東郷湖を囲む羽合・泊・東郷の3町村が2004(平成16)年の合併により誕生した町です。町内には東郷温泉やハワイ温泉があり、二十世紀梨の産地としても知られます。町内には約5,900世帯、人口約17,000人が暮らしています。2008(平成20)年「鳥取県人口動態統計」によると、湯梨浜町の合計特殊出生率は県内2位(1.88人)。また、2009(平成21)年10月現在推計人口によると、湯梨浜町の老年人口は26.9%。県内の自治体の中でも、比較的平均年齢が若いことがうかがえます。

#### ◆ 町社協による「保健福祉会」の立ち上げ

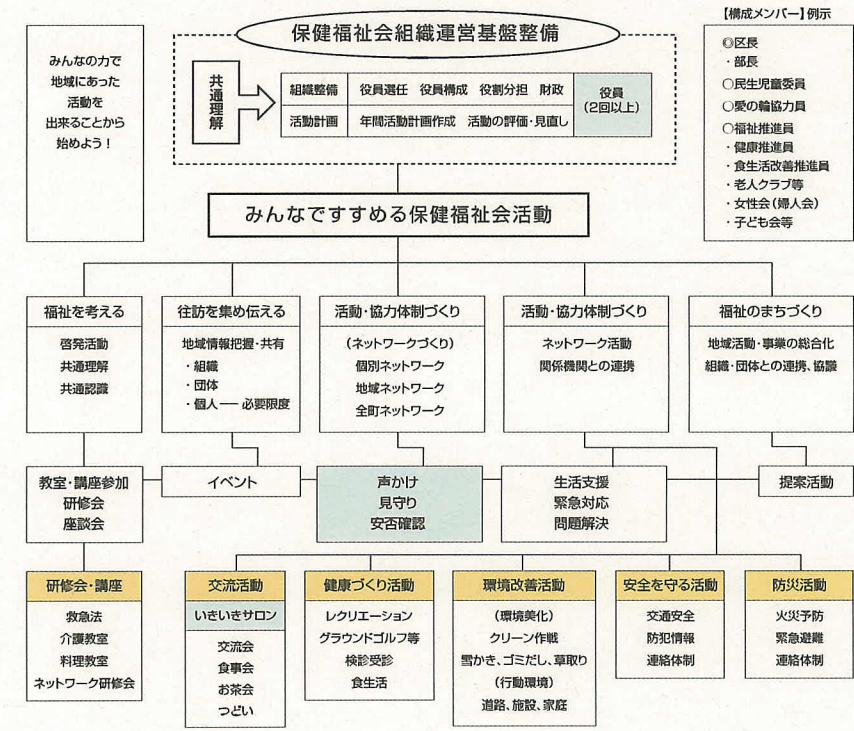
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、生じる問題を個人のレベルに留めるのではなく、みんなの問題としてとらえ、お互いに協力し、支えあい助け合う活動が必要となっています。その活動を地域全体の支え合いネットワークへと発展させるために、湯梨浜町社会福祉協議会は2004(平成16)年10月に小地域を単位とした「保健福祉会」を立ち上げ、この事業の推進に取り組んできました。

「保健福祉会」はネットワーク活動を自治会全体の活動とするため、原則、区長を保健福祉会の会長としています。具体的には、一人暮らし高齢者等への見守り・安否確認、ふれあい・いきいきサロンの設置などを行っています。特にいきいきサロンでは、住民福祉座談会の開催や保健福祉会役員会(メンバー:区長、民生児童委員、福祉推進員、愛の輪協力員、老人クラブ、子ども会、女性会等)に社協職員が出かけて開催の呼びかけを行い、町内3地区での合計が61設置となっています(2009年10月現在)。サロンに参加した人にとって、その場は仲間づくり・生きがいづくり、閉じこもり防止等につながり、地域では、地域交流や異年代交流の拠点となりました。子どもから高齢者まで幅広い年齢層が参加し、世代を超えて触れ合う機会が増え地域の福祉力は高まり、支え合い・助け合いの活動につながるようになっていきました。



### ～ひとりひとりが主役になって～ 保健福祉会の展開

～自治会の中の身近な生活の場で、住民同士がお互い助け合い・支え合い小地域福祉活動を推進するための組織～



#### ◆ 若者が輝くことで地域が元気に

先に示したように、湯梨浜町は県内で合計特殊出生率が高く、また県中部の自治体の中でも保育所の保育料が安く設定され、町をあげて子育て支援を実施しています。倉吉市に隣接しているため、ベッドタウンとしても拡張しており、人口の流出が多い状態です。他の地域と同じように、人間関係の希薄化は湯梨浜町でも課題となっています。そのような中、「子どもたちが世代を越えた交流の中でさまざまな体験や経験を、地域を知り、地域の温かさを感じ、地域や友だちを大切にする心を育むことができれば」との思いを持つ町内の若者が集まり、2002(平成14)年にボランティアグループ「大介」を立ち上げました。



大介は、町教育委員会の「放課後子ども教室」事業として、月1回、町内の園児・小学生を対象に、ピクニックや川遊びなどの野外活動を行っています。また、パン作りや豆腐作りなど多彩なメニューで教室を開催するほか、地域のイベントや祭事にも参加し、地域に根ざした活動を行っています。

大介の活動を通じて、子どもたちは様々な体験を重ね、また多くの人との出会いの中で地域の中でのネットワークを築いています。大介を通じて地域の先輩たちの背中を見て育った子どもたちが、次第にボランティアとして大介に参加し、後輩たちの良き相談相手として、そして「先輩のような大人になりたい!」というモデルとしても刺激を与えています。さらにその刺激は地域の大人たちにも及び、「若者が頑張っているのに親父たちは何をしているのだ」ということから、「おやじの会」の結成につながるなど、大介の取組みは地域の多くの人々に影響を与えています。



ふれあいいきいきサロンの様子



子ども手作りによる結婚パーティー(大介)



湯梨浜町社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、「保健福祉会」を立ち上げ、住民と共に地域福祉を推進してきました。福祉教育は子どもから大人まで全ての住民の問題と捉え、今後も近隣を中心とした住民による支え合いを進めていきたいと思えます。  
(湯梨浜町社会福祉協議会 事務局長 前田 昭夫)



小地域を単位とした取組みもさることながら、「湯梨浜町」というまち全体で福祉の力を高めていることを示しているでしょう。社協による保健福祉会の取組みや、住民の中から主体的・自発的な取組みが誕生していることは、福祉を行政に一元化せず協働して取り組んでいく姿勢を見ることができます。何よりも、子どもたちが身近にモデルとして憧れる存在がいることは、人やまちの将来の可能性を期待できるはずで

## 4 高校生が変わる“くらそうサロン” (鳥取県立倉吉総合産業高等学校)



### ◆ 倉吉総合産業高等学校の概要

倉吉総合産業高等学校(倉吉市小田)は、2003(平成15)年4月、倉吉工業高等学校と倉吉産業高等学校が統合して誕生した総合選択制の学校です。工業(機械システム、電気システム)・商業(会計システム、情報処理システム、ビジネス)・家庭(生活デザイン)・情報(マルチメディア技術)の4学科からなり、2009(平成21)年度は約600名の生徒が学んでいます。生徒の進路は専門の学び・資格を生かした就職はもちろん、四年制大学・短期大学への進学も多いのが特徴です。



### ◆ “くらそうサロン”の取組み

#### ● サロンのねらい

“くらそうサロン”は、2006(平成18)年に商業学科の課題研究のテーマとして始まりました。学校の立地地域にある上北条公民館を拠点に、月2回程度半年間にわたり、高齢者らとのレクリエーション活動を通して楽しい時間を過ごすというものです。生徒はこの学習を通じて、コミュニケーション能力(会話力や言葉遣いなど)や基本的な生活態度(挨拶や礼儀作法など)を身につけ、人間力アップを目指しているのが特徴です。ビジネスを専門の学びとする商業学科としての取組みでしたが、2007(平成19)年からは家庭学科の生徒も加わり、学科の枠を超えてサロンの運営を行っています。





### ● サロンの企画と運営

企画にあたっては、生徒たちに「サロンとはどんなものか?」を理解するため、倉吉市役所長寿社会課が行う介護予防事業「なごもう会」を見学・参加しました。また、前年度の「くらそうサロン」の活動内容を参考にしながら、話し合いを通じて企画を進めていきます。企画後は、サロンの運営に備えて、血圧の測定、準備体操やレクリエーションの練習などを行います。当日は、高齢者と一緒に体操や歌、ゲームやスポーツなどのレクリエーションを通して楽しい時間を共有し、ふれあいを深めていきます。レクリエーション後は、お茶を一緒に飲みながらおしゃべりをして、心が通う交流を行います。

不安や緊張の中でのスタートとなりますが、回数を重ねていくうちに、笑顔あふれるサロンに変わっていきます。生徒にとって、受付、体操、レクリエーション、お茶飲み話などのサロン活動を通じて、参加された高齢者の方々に受け入れられ、そして認められることで、自分に自信を持ち、自己肯定感を高める機会となったようです。また、世代の異なる高齢者との関わりは、会話力や思いやり、そして笑顔や感謝など、生徒の心の成長にもつながりました。そのような内面の成長とあわせて、サロンの企画を通じてチャレンジ精神や協力・協働の大切さ、自己の責任感や相手への信頼感など、対人関係能力も学んだことがうかがえました。

(表) 2008年度の「くらそうサロン」の企画

項目	内容	ポイント
名称	「くらそうサロン」	名前が定着している
会場	上北条公民館	地域と連携を図る 地域に貢献する 地域の方に学校を知ってもらう
プログラム	健康チェック(血圧測定) 準備体操 レクリエーション ティータイム おしゃべり	昨年(2007年)と同様の内容で展開する
役割分担	4グループに分かれて担当する お茶 レクリエーション 受付と健康チェック 準備体操	全部の係をローテーションで体験する 全員でおしゃべり
参加者募集	チラシを作成し、公民館で地区役員に説明し、住民の方に配布してもらう。	公民館に依頼する チラシの作成
開催日程	6月上旬から12月上旬 月に2回程度で開催	年間を通して11回程度の実施
会場の視察	公民館に挨拶と会場の下見	開催前に行なう

平成21年度「福祉教育研究セミナー」資料より一部改題

### ● 高齢者施設への出前サロン

三朝温泉(三朝町)にある介護老人福祉施設の三喜苑から、「施設に来てくらすうサロンをして欲しい」という要望を受け、2008(平成20)年度は通常の上北条公民館でのサロンと並行して、2学期に3回、三喜苑デイサービスでの出前サロンを実施しました。出前先でのサロンは、いつもの公民館とは違って戸惑うこともありましたが、生徒の表情や態度にも変化が見られて、最後には感動と充実感を味わうことが出来たようです。



両手を伸ばしてグーパー体操



ペアになってゲームを楽しむ



笑顔で会話を弾む

### ★ 事例のポイント

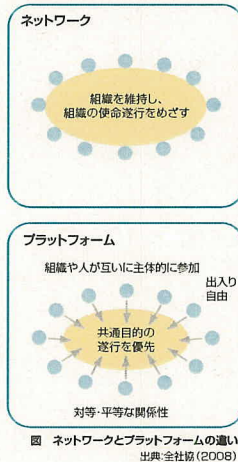
ビジネスを学ぶ生徒たちによって始まった取組みという点が、ユニークなところ。実際にサロンを始める前に見学し、それを踏まえて自分たちで企画・運営を行う過程で、「与えられた活動」ではなく「作り上げる活動」を実感しているでしょう。本文中にあるように、自己肯定感を高めることは思春期・青年期の彼らにとって、大きな発達課題です。内面の成長により福祉の心が育つことが、福祉教育の目標といえます。



## 5 地域を基盤とした福祉教育の展開 ～鳥取県版プラットフォーム～

前章および本章での事例を踏まえて、地域を基盤とした福祉教育の展開を期待し、鳥取県版の「福祉教育プラットフォーム」を提案します。

「プラットフォーム」とは、共通の目的や課題解決を達成するためにつくられた場や空間を意味します。例えば、本章で紹介した鳥取市の城北地区の事例で言えば、「城北地区地域福祉研究会」がそれにあたります。従来、地域住民の組織化や関係者のネットワークなどにより形成された会議などがありました。しかし、ここでは「組織をつくり継続させること」が目的という形が多かったと言えます。プラットフォームは、あくまで「組織をつくり継続させること」がその目的ではなく、まずは「活動目的を優先させて、その中で組織化の手法や、もしくはそれに基づく場や空間を形成」することが目的となります。つまり、各種団体の代表が宛て職として参加したような会議ではなく、目的達成のために多様な関係者が集い、それぞれの特性を生かして目的達成をめざす実質的な活動が期待されているということです。多様な関係者が協働して、組織の存続ではなく課題解決に向けた目的達成を図ることが、プラットフォームの大きな役割でありネットワークとの違いなのです。



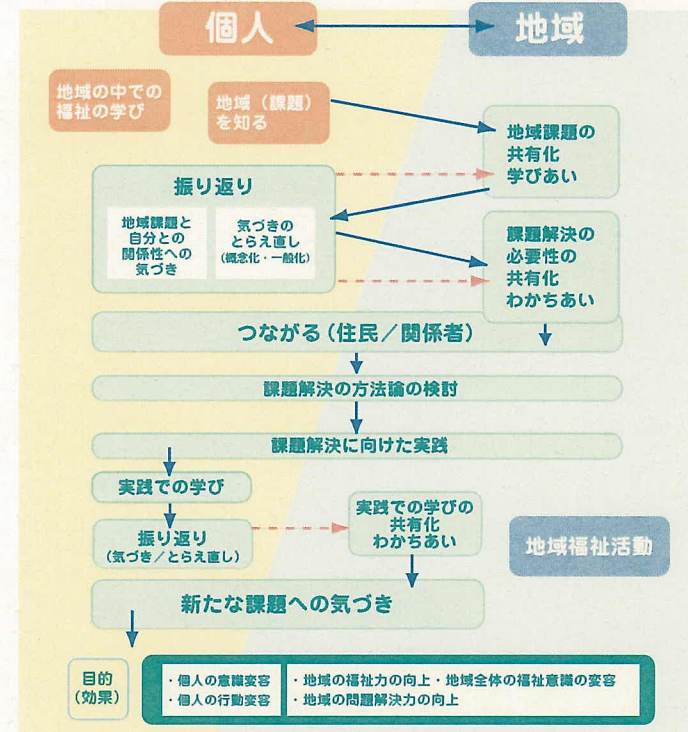
福祉教育のプラットフォームとは、まさに福祉教育の推進を目的としたプラットフォームです。地域社会全体で福祉教育の推進を考える大きなプラットフォームもあれば、小地域での福祉教育談話会を開催するといった個別事業の目的のプラットフォームも考えられます。プラットフォームには決まった形や、大小は関係なく、それを構成するメンバーもさまざまであってよいわけです。

しかし、プラットフォームは自然発生的に出来るものではなく、誰かが課題に気づき、そして課題解決に向けた関係者の参集を働きかける必要があります。いわゆる「旗振り役」「言いだしっぺ」は、誰でもよいのです。日常的に、地域福祉の推進役として活動を行う社会福祉協議会が、その役を担うことが期待されますが、社協が動くことを待たずとも牽引役がその役を担っても構わないわけです。

プラットフォームを形成した上で重要なのは、課題解決や問題を整理する上での学習活動です。「学習なくして活動は成り立たない」のが、福祉教育やそれを受けての福祉活動です。地域の福祉教育を推進する上でも、やはりプラットフォーム内での学習は不可欠と言えるでしょう。例えば、小地域での福祉座談会を設ける地域も県内にはありますが、その前段として小地域が属する地区内全体での福祉学習会が企画され、それを受けて学習した人々を軸に、小地域での活動が生きてくると言えます(次図参照)。

これらの提案は新たな提案ではなく、地域における既存の会合の在り方、そして地域福祉に関わる団体等がその使命を十二分に発揮できるよう、原点に立ち返って考え直すことでも実現可能なはずです。

### 「地域を基盤とした福祉教育の展開と地域福祉活動の推進」



#### 《参考文献》

- ・全国社会福祉協議会全国ボランティア活動振興センター福祉教育実践研究会「福祉教育推進のために『福祉教育の展開と地域福祉活動の推進』」2008年



#### 研究交流の場としての「鳥取県福祉研究会」

福祉に関する実践は、福祉施設や学校、そして地域社会の中と様々なところで試みられています。そのような実践を通じた成果を多くの県民と共有することで、鳥取県の福祉をより発展させようと、2007(平成19)年、「鳥取県福祉研究会」が発足しました。これは、実践者・行政・研究者が研究交流を行う場として設けられ、年1回研究発表会が開催されています(事務局:鳥取県社会福祉協議会)。高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、地域福祉などの各分野で、研究や実践報告が重ねられています。福祉に関心のある人の参加はもとより、日頃の試みなどをこのような場で多くの県民に発信してみませんか?



第3回研究発表会(2010年2月20日)



資料編

1 活用可能な学習メニューと市町村社会福祉協議会の連絡先一覧

各市町村の社会福祉協議会では、福祉教育に関する地域からの相談を受けけるとともに、体験講座や、機材の貸出等を行っています。お気軽にご相談下さい。

社協名	〒	所在地	TEL・FAX	福祉教育学習メニュー
鳥取市 社会福祉協議会	鳥取市 総合福祉センター	680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	TEL(0857)24-3180 FAX(0857)24-3215	●車いす体験 ●疑義体験 ●白杖 ●ボランティア体験 ●出前講座
	国府町 総合福祉センター	680-0845 鳥取市国府町麻生4-2 老人福祉センター内	TEL(0857)22-1880 FAX(0857)22-1889	
	福部町 総合福祉センター	689-0106 鳥取市福部町海士1013-1 砂丘温泉ふれあい会館内	TEL(0857)75-2337 FAX(0857)75-2337	
	河原町 総合福祉センター	680-1221 鳥取市河原町渡一木277-1 老人福祉センター内	TEL(0858)76-3125 FAX(0858)85-0103	
	用瀬町 総合福祉センター	689-1211 鳥取市用瀬町別府96-2 保健福祉センター内	TEL(0858)87-2302 FAX(0858)87-2369	
	佐治町 総合福祉センター	689-1313 鳥取市佐治町加瀬木2171-2 老人福祉センター内	TEL(0858)89-1022 FAX(0858)89-1045	
	気高町 総合福祉センター	689-0331 鳥取市気高町浜村8-8 老人福祉センター内	TEL(0857)82-2727 FAX(0857)82-3171	
	鹿野町 総合福祉センター	689-0425 鳥取市鹿野町今市651-1 老人福祉センター内	TEL(0857)84-3113 FAX(0857)84-2453	
	青谷町 総合福祉センター	689-0521 鳥取市青谷町露谷53-5 老人福祉センター内	TEL(0857)85-0220 FAX(0857)85-0079	
	米子市 社会福祉協議会	本所	683-0811 米子市錦町1丁目139-3 福祉保健総合センター内	
淀江支所		689-3402 米子市淀江町淀江1110-1 老人福祉センター内	TEL(0859)56-5467 FAX(0859)56-6400	
倉吉市 社会福祉協議会	本所	682-0822 倉吉市栗町717-3 老人福祉センター内	TEL(0858)22-5248 FAX(0858)22-5249	●疑似体験 ●車いす体験 ●ビデオ/図書貸出 ●ボランティア体験 ●出前講座
	関金支所	682-0411 倉吉市関金町関金宿1115-2 社会福祉センター内	TEL(0858)45-3800 FAX(0858)45-2533	
境港市 社会福祉協議会	684-0043 境港市竹内町40	TEL(0859)45-6116 FAX(0859)45-6146	●アイマスク ●白杖 ●点字版	
岩美町 社会福祉協議会	681-0003 岩美町浦富645	TEL(0857)72-2500 FAX(0857)72-3811	●車いす体験 ●ボランティア体験 ●白杖・アイマスク ●簡易点字器	
八頭町 社会福祉協議会	本所	680-0463 八頭町宮谷254-1 老人福祉センター内	TEL(0858)72-6210 FAX(0858)72-2793	●車いす体験 ●疑似体験 ●ボランティア体験 ●ビデオ・図書貸出 ●レクリエーションゲーム
	船岡支所	680-0411 八頭町船岡殿159 船岡保健センター内	TEL(0858)73-0672 FAX(0858)72-6122	
	八東支所	680-0532 八頭町東593-1 地域福祉センター内	TEL(0858)74-2210 FAX(0858)74-2227	
若桜町 社会福祉協議会	680-0701 若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	TEL(0858)82-0254 FAX(0858)82-1204	●車いす体験・ビデオ/図書貸出 ●ボランティア体験・出前講座 ●福祉施設等との交流調整	

社協名	〒	所在地	TEL・FAX	福祉教育学習メニュー
智頭町 社会福祉協議会	689-1402 智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センター内	TEL(0858)75-2326 FAX(0858)75-4110	●疑似体験 ●車いす体験 ●アイマスク ●児童福祉体験	
湯梨浜町 社会福祉協議会	本部	689-0601 湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	TEL(0858)34-6002 FAX(0858)34-6013	●疑似体験 ●車いす体験 ●ボランティア体験 ●出前講座 ●点字版
	泊支所	689-0601 湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	TEL(0858)34-2616 FAX(0858)34-3083	
	羽合支所	682-0722 湯梨浜町はわい長瀬584 健康福祉センター内	TEL(0858)35-2351 FAX(0858)35-4143	
	東郷支所	689-713 湯梨浜町旭83 老人福祉センター内	TEL(0858)32-0828 FAX(0858)32-0834	
三朝町 社会福祉協議会	682-0125 三朝町横手50-4 地域福祉センター内	TEL(0858)43-3388 FAX(0858)43-3378	●車いす体験 ●点字版 ●ビデオ貸出 ●出前講座	
北栄町 社会福祉協議会	本所	689-2205 北栄町瀬戸36-2 社会福祉センター内	TEL(0858)37-4522 FAX(0858)37-4532	●疑似体験 ●車いす体験 ●ボランティア体験 ●出前講座
	北条支所	689-2103 北栄町田井46-2 社会福祉センター内	TEL(0858)36-4527 FAX(0858)36-5056	
琴浦町 社会福祉協議会	689-2352 琴浦町浦安123-1 社会福祉センター内	TEL(0858)52-3600 FAX(0858)53-2035	●疑似体験 ●車いす体験 ●ボランティア体験 ●アイマスク	
南部町 社会福祉協議会	本所	683-0351 南部町法勝寺331-1 総合福祉センターしあわせ内	TEL(0859)66-2900 FAX(0859)66-2901	●疑似体験 ●車いす体験 ●アイマスク ●ビデオ・図書貸出 ●ボランティア体験
	会見支所	683-0227 南部町浅井938 総合福祉センター内	TEL(0859)64-3511 FAX(0859)64-3513	
伯耆町 社会福祉協議会	本所	689-4121 伯耆町大殿1010 岸本老人福祉センター	TEL(0859)68-4635 FAX(0859)68-4634	●ボランティア体験
	岸本支所	689-4121 伯耆町大殿1030-1	TEL(0859)68-3781 FAX(0859)68-4588	
	溝口支所	689-4201 伯耆町溝口281-2 溝口福祉センター内	TEL(0859)63-0666 FAX(0859)63-0660	
日吉津村 社会福祉協議会	689-3553 日吉津村日吉津973-9 社会福祉センター内	TEL(0859)27-5351 FAX(0859)27-5931	●ボランティア体験	
大山町 社会福祉協議会	本所(中山支所)	689-3111 大山町赤坂764 福祉センターなかやま内	TEL(0858)49-3000 FAX(0858)49-3013	●疑似体験 ●ボランティア体験
	大山支所	689-3332 大山町末長503 総合福祉センター	TEL(0859)39-5018 FAX(0859)39-5021	
	名和支所	689-3211 大山町御来屋467 保健福祉センター内	TEL(0859)54-2200 FAX(0859)54-6028	
日南町 社会福祉協議会	689-5211 日南町生山357	TEL(0859)82-6038 FAX(0859)82-6058	●疑似体験	
日野町 社会福祉協議会	689-5131 日野町黒坂1247-1 老人福祉センター内	TEL(0859)74-0338 FAX(0859)74-0338	●出前講座 ●講師派遣調整	
江府町 社会福祉協議会	689-4403 江府町久連7-1 老人福祉センター内	TEL(0859)75-2942 FAX(0859)75-3900		



## 2 福祉教育ホームページ一覧(紹介)の広場

鳥取県社会福祉協議会では、福祉教育の活動で活躍していただける資料などをホームページ上に用意しています。

### 1 福祉教育の広場

- 福祉教育とは何か ● リレーコラム
- 鳥取県の福祉教育のあゆみ

### 2 市町村社会福祉協議会の福祉教育

- 鳥取県内の市町村社会福祉協議会住所一覧(概要)
- 鳥取県内の市町村社会福祉協議会の福祉教育

### 3 福祉教育関連情報

- 講座・イベント情報 ● ボランティア情報

### 4 資料

- 小学生・中学生のための福祉教育読本「ともに生きる」
- 福祉教育推進校実践事例集
- みんなですすめよう 福祉のまちづくり
- 平成20年度実施「福祉に関する意識・実態調査」の概要(PDF)
- 情報誌「HOT eye」 ● 収集ボランティアあれこれ
- ユニバーサルデザインってなに?(鳥取県協働連携推進課)
- 国際シンボルマークってなに?
- 福祉の職種・資格(福祉のお仕事スタート/全国社会福祉協議会)

### 5 各種貸出

- ビデオライブラリー ● 図書

### 6 リンク集

- 鳥取県内市町村社会福祉協議会HP ● 鳥取県福祉研究会
- 全国社会福祉協議会(地域福祉・ボランティア情報ネットワーク)
- 鳥取県共同募金会 ● 鳥取県協働連携推進課
- 鳥取県国際交流財団 ● 「広がれボランティアの輪」連絡会議

<http://www.tottori-wel.or.jp/menu/we/>



鳥取の福祉教育

検索

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター  
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内  
TEL (0857)59-6332 FAX (0857)-59-6340  
E-mail vc@tottori-wel.or.jp

## 3 ボランティア関係資料のご紹介

鳥取県社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターでは、さまざまな世代、用途にあわせて各種資料を作成しています。希望される方は、ぜひご連絡ください。



ともに生きる(小学生版) ともに生きる(中学生版) 先生のためのガイドブック  
福祉について理解・関心を深め実践していく手引きとして作成しました。学校の総合的な学習の時間や各地域で実施される各種研修会等で御活用ください。



あなたのまちのボランティア活動ガイド

ボランティア活動の特徴や気持ちよく活動を続けていくための留意点、ボランティア活動分野の紹介などを分かりやすく説明しています。これからボランティア活動をはじめられる方の参考資料、また、既に活動をはじめられている方の日ごろの活動の振り返りの資料として幅広くご活用ください。



1st はじめよう! ボランティア体験学習  
2nd つなげよう! ボランティア体験学習  
3rd つなげよう! ボランティア体験学習

### 施設ではじめるボランティア体験(1~3action)

社会福祉施設でボランティア活動をするために、活動前、活動中、活動後の3つの場面で、楽しい活動するためのコツや、特に心に留めておきたい点を分かりやすく説明しています。これからボランティア活動をはじめられる方、ボランティアを受け入れている施設のオリエンテーション等に御活用ください。



ビデオライブラリー  
視聴覚教材として、鳥取県社会福祉協議会で所有しているビデオおよびDVDの一覧です。スキルアップのための個人勉強、また、会議・研修会等に御活用ください。



情報誌「HOT eye」  
心と心のかけはしあう福祉の情報誌。県内の福祉に関する先進事例や研修会の報告等について掲載しています。



ボランティア活動啓発リーフレット  
ボランティア活動を取り巻く環境や活動事例を、活動をする対象別に紹介しています。地域職場等でご活用ください。



福祉教育研究委員会委員 (50音順)

明里佐代子 老人保健施設ル・サンテリオン北条施設長  
綾女 京子 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課指導主事  
安治 絳紀 鳥取市立城北地区公民館長(副委員長)  
伊奈 公子 鳥取県教育委員会事務局小中学校課指導主事  
園本 真吾 鳥取短期大学幼児教育保育学科講師(執筆・全体監修)  
前田 昭夫 湯梨浜町社会福祉協議会事務局長  
森岡 潤一 鳥取県福祉保健部福祉保健課地域福祉係長  
森本 浩子 鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課指導主事  
山口 京子 鳥取県教育委員会事務局高等学校課指導主事  
渡部 昭男 鳥取大学地域学部地域教育学科教授(委員長)

(所属・職名は、平成22年3月現在)



発行者  
社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会  
ボランティア市民活動センター  
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5  
県立福祉人材研修センター内  
TEL 0857-59-6332 FAX 0857-59-6340  
URL <http://www.tottori-wel.or.jp>

2010(平成22)年 3月発行